



宮 崎 県 公 報

平成27年10月26日（月曜日） 第 2737 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課） 1	
○鳥獣保護区の変更……………（ " ） 1	
○鳥獣保護区の更新（11件）……………（ " ） 1	
○特定猟具使用禁止区域（銃）の指定……………（ " ） 4	
公 告	
○採石業務管理者試験の合格者……………（産業振興課） 4	
選挙管理委員会告示	
○平成27年宮崎県選挙管理委員会告示第36号の一 部訂正…………… 4	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出…………… 4	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 6	
○資金管理団体の指定の届出…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 646号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久呂 397- 4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 647号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項の規定により、平成17年宮崎県告示第 535号で指定した樋口山鳥獣保護区の名称及び区域を次のとおり変更した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
 - 三津吐県有林鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
 - 西都市大字上揚字三津吐に所在する地域森林計画西都市第28林

班及び29林班の区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
 - 平成27年11月 1 日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - 当該地域は、多くの野生鳥獣が生息する場所であり、巡視活動等を行い、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 648号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 530号で指定した岩戸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
 - 岩戸鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
 - 西臼杵郡高千穂町大字岩戸に所在する県道下野鹿狩戸線天野岩戸橋を起点とし、同所から同県道を北西に進み主要地方道緒方高千穂線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み上津瀬橋を経て岩戸中前バス停に至り、同所から同主要地方道を更に約 500メートル進んだ地点に至り、同所から南に進み県道岩戸延岡線の馬生木地区入口に至り、同所から同県道を南西に進み馬場バス停の手前約 500メートルの地点に至り、同所から南西に進み町道笹之都岩神線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道下野鹿狩戸線との接点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線によって囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
 - 平成27年11月 1 日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - 地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 649号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成17年宮崎県

告示第 538号で指定した高千穂峡鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
高千穂峡鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿に所在する主要地方道諸塚高千穂線と町道くしふる神社線との交点を起点とし、同所から同町道を北東に進み県道北方高千穂線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み鹿狩戸橋を経て高千穂町と日之影町の町境に至り、同所から同県道を南西に約 1,000メートル進んだ地点に至り、同所から五ヶ瀬川と岩戸川の合流点を経て向山北小学校校門前の主要地方道諸塚高千穂線に至り、同所から同主要地方道を西に進み町道高千穂峡線との接点に至り、同所から同町道を西に進み町道三田井三ヶ所線との接点に至り、同所から同町道を南西に約 1,400メートル進んだ地点に至り、同所から北に進み跡取川を経て押方簡易郵便局から南東に約 300メートル進んだ県道土生高千穂線に至り、同所から同県道を北東に進み高千穂大橋に至り、同所から五ヶ瀬川左岸を北に約 1,000メートル進んだ地点に至り、同所から谷を東に進み国道 218号と主要地方道諸塚高千穂線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 650号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 541号で指定した日向椎葉湖鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
日向椎葉湖鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

東臼杵郡椎葉村上椎葉に所在する県道上椎葉湯前線の堰堤隧道の東口を起点とし、同所から同県道を南に進み国道 265号との接点に至り、同所から同国道を南西に進み村道竹の枝尾線の竹の枝尾橋に至り、同所から同村道を北西に進み桑弓野の山道に至り、同所から同山道を北に進み桑弓野で九電用地界に至り、同所から同用地界を北東に進み県道上椎葉湯前線の上福良橋に至り、同所から同県道を北西に進み不土野橋に至り、同所から村道尾前線を北に進み三ツ股谷に至り、同所から同谷の対岸へ北に進み谷下道に至り、同所から同道を日向椎葉湖に沿い東に進み県道上椎葉湯前線の上福良橋に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は、動植物の繁殖地であり、現場巡視等を行い、鳥獣

の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 651号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 529号で指定した芋ヶ八重・櫛野鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
芋ヶ八重・櫛野鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

児湯郡木城町大字石河内に所在する中八重橋西詰を起点とし、同所から小丸川右岸を南に進み川原ダムに至り、同所から同ダムを南東に進み同川左岸に至り、同所から同川左岸を南に進み川原橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み川原橋西詰に至り、同所から小丸川右岸を北に進み持見国有林の北端の小谷との合流点に至り、同所から同小谷を西に進み西都市と木城町の市町境に至り、同所から同市町境を北西に進み椋林道の交点に至り、同所から同林道を北に進み大瀬内林道との交点に至り、同所から同林道を東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
当該地域は、貴重な野生鳥獣の生息地域であり、保護・管理を行い、鳥獣の生息環境に影響を及ぼすことがないよう留意する。

宮崎県告示第 652号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 539号で指定した去川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
去川鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
宮崎市高岡町に所在する宮崎森林管理署去川国有林 252林班、253林班、257林班及び 260林班の区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
当該地域は、鳥獣の生息に適した自然環境にあり、国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 653号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 531号で指定した青島中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称

青島中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字折生迫字内ヶ谷5374（青島中学校から旧道青島内海線に沿って南へ約 800メートル）に所在する青島中学校有林の区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は青島中学校有林であり、学術研究の場として、鳥獣の保護・繁殖に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 654号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 540号で指定した川中鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

川中鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

東諸県郡綾町に所在する宮崎森林管理署綾国有林2042林班から2046林班までの区域及び同地区と本庄川（綾南川）右岸に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 655号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 534号で指定した永田平鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

永田平鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

小林市大字細野に所在する県道西麓小林線と市道永田平天草線の交点を起点とし、同所から同市道を東に進みJR吉都線踏切に至り、同所からJR吉都線沿いを南に進み辻の堂川架橋に至り、同所から辻の堂川右岸を北西に進み県道西麓小林線の永田橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡視等により、鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう、鳥獣の生息地の環境保全を図るため、ゴミの散乱防止、鳥獣の採餌や休息時の生息に影響のないよう、地元自治体や地元住民と連携を図りながら、自然環境の保全に努める。

宮崎県告示第 656号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 533号で指定した関之尾母智丘鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

関之尾母智丘鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

都城市庄内町に所在する県道都城霧島公園線と市道神田川崎通線との交点を起点とし、同所から同市道を南へ進み市道今平下川崎線の接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下川崎 274号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道下川崎 277号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み九州沖縄農業研究センター畑作研究部の作業用道路との接点に至り、同所から同作業用道路を南に進み同センター畑作研究部の正門前を経て市道母智丘神社線との接点に至り、同所から同市道を東に進み県道財部庄内安久線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道母智丘公園線との接点に至り、同所から同市道を西に進み母智丘ゴルフ場入口との接点に至り、同所からゴルフ場敷地内に入り、旧市道母智丘丸山線を北に進み市道上川崎 240号線との接点に至り、同所から北東に進み市道下川崎佐土平線との接点に至り、同所から同市道を西に進み県道大倉田財部線との接点に至り、同所から同県道を北に進み鹿児島県境との交点に至り、同所から同県境を北に進み県道大倉田財部線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道都城霧島公園線との接点に至り、同所から同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

人の入り込みが多い区域であり、ゴミの放置や不用意な行動等により野生鳥獣の生息環境へ影響を及ぼすことがないよう、地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、環境保全に努める。

宮崎県告示第 657号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 528号で指定した二俣鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

二俣鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

都城市安久町に所在する国道 222号と市道下尾平野鍋谷線との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み鍋谷川との交点に至り、同所から鍋谷川を上流に向け約 500メートル進んだ地点に至り、同所から起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境

保全に努める。

宮崎県告示第 658号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成17年宮崎県告示第 532号で指定した竹香園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
竹香園鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

日南市星倉に所在するJR日南線鉄肥駅を起点とし、同所から鉄道敷きを北東へ進み宮川踏切に至り、同所から市道白岸1号線を東へ約270メートル進み国道222号との交点に至り、同所から同国道を約500メートル南東へ進み市道星山向原線の終点に至り、同所から同市道沿いに南東へ約800メートル進み市道宮ノ前時任線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み石川踏切を経て市道楠原平野線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み前鶴橋右岸端に至り、同所から酒谷川右岸側を下流へ進み稲荷下橋右岸端に至り、同所から起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員と連絡調整を図りながら、定期的な巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 659号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成27年10月26日

- 2 異動届
○その他の政治団体の表中

岩切たつや後援会	田口三郎	代 表 者	田 口 三 郎	福 島 昭 一	平成26年 12月1日
		会 計 責 任 者	小 川 順 平	飯 田 信 一	

を

岩切たつや後援会	田口三郎	代 表 者	田 口 三 郎	福 島 昭 一	平成26年 12月1日
		会 計 責 任 者	小 川 順 平	飯 田 信 一	

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
温谷特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
西諸県郡高原町大字広原字藤丸に所在する国道221号と町道後谷温谷線との接点を起点とし、同所から同国道を南東に進み宮崎自動車道の法頭との交点に至り、同所から同法頭を西に進み町道上大迫東温谷線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道温谷3号線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道後谷温谷線との接点に至り、同所から同町道を東に進み起点に至る線によって囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

公 告

平成27年10月9日に実施した第44回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成27年10月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

2、8

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出について、岩切たつや後援会から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成27年宮崎県選挙管理委員会告示第36号の一部を次のとおり訂正する。

平成27年10月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿萬誠郎氏を応援する会	阿 萬 誠 郎	阿 萬 誠 郎	児湯郡新富町大字新田6236番地 1	平成27年 2 月 2 日
原ひでき後援会	津 守 信 弘	天 水 貞 照	宮崎市花山手東 1 丁目10- 2	平成27年 2 月 2 日
黒木たいぞう後援会	那 須 岩 男	黒 木 ミチヨ	児湯郡木城町大字川原1250	平成27年 2 月 3 日
坂本ただやす後援会	黒 木 重 利	境 賀 通	宮崎市大字瓜生野 119番地	平成27年 2 月 3 日
反田よしみ後援会	安 田 時 弘	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田14番地	平成27年 2 月 4 日
三村隆之後援会	三 村 隆 之	三 村 隆 之	日向市大字財光寺5519番地 1 ヴィ ラシンフォニーA 201	平成27年 2 月 5 日
砂原俊隆後援会	砂 原 俊 隆	鈴 木 政 伸	串間市大字高松1107番地の 1	平成27年 2 月 6 日
もりこし英信後援会	長谷川 実 利	森 腰 恵 子	日向市都町 115番地	平成27年 2 月10日
治田修司後援会	治 田 修 司	治 田 智 子	日向市比良町 4 - 118	平成27年 2 月13日
吉田正樹後援会	吉 田 正 樹	吉 田 由 恵	宮崎市大字芳土 985- 1 - 1 - 405	平成27年 2 月13日
おおばよしこ後援会	太 場 祥 子	太 場 正 博	宮崎市佐土原町下田島7843- 13	平成27年 2 月13日
福岡仲次後援会	福 岡 仲 次	福 岡 真知子	児湯郡川南町大字川南 18867	平成27年 2 月13日
野辺洋一後援会	武 田 佐 俊	金 川 昭 二	串間市大字西方8123番地 5	平成27年 2 月13日
野辺洋一地方自治研究会	野 辺 洋 一	野 辺 美佐子	串間市大字西方8123番地 5	平成27年 2 月13日
吉岡こうと延岡の未来をつくる会	吉 岡 晃	吉 岡 晃	延岡市別府町3135番地	平成27年 2 月13日
近藤かつひさ後援会	近 藤 勝 久	甲 斐 保 徳	日向市大字細島 125番地22	平成27年 2 月16日
高岩かよこ後援会	久 保 京 子	真 壁 涼	小林市細野1089番地 1	平成27年 2 月16日
楠原更三後援会	神子島 克 己	川 野 甲 一	北諸県郡三股町大字樺山4005- 1	平成27年 2 月17日
増永逸雄を応援する会	塩 崎 幸 雄	塩 崎 富 善	児湯郡新富町大字新田 15640- 1	平成27年 2 月23日
ますもと一博とともに歩む会	小久保 博 夫	竹之内 藤 男	西諸県郡高原町大字西麓4400- 3	平成27年 2 月26日
高原地域自治問題研究会	益 本 一 博	益 本 恵美子	西諸県郡高原町大字西麓4400- 3	平成27年 2 月26日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県ときわ会支部	榎 間 幸 徳	会 計 責 任 者	尾 上 淳 一	野 間 身 強	平成27年 2 月 2 日
公明党宮崎第二総支部	河 野 哲 也	会 計 責 任 者	小 野 正 二	坂 口 英 治	平成27年 2 月11日
公明党宮崎第三総支部	大 浦 覚	会 計 責 任 者	前 田 幸 雄	赤 下 健 次	平成27年 2 月11日
自由民主党宮崎県理容支部	浮 島 勝 利	会 計 責 任 者	大 田 川 博 明	酒 匂 雄 史	平成27年 2 月13日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
山下ひろみ後援会	川 崎 安 彦	代 表 者	川 崎 安 彦	水 久 保 裕	平成26年 8 月10日

		政治団体の名称	山下ひろみ後援会	山下博三後援会	平成27年 2月12日
岩切たつや後援会	田 口 三 朗	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西2丁目4-15 中村ビル1F	宮崎市清武町加納乙 302-7	平成27年 1月7日
河野治満後援会	森 山 喜 昭	代 表 者	森 山 喜 昭	木 田 勝 利	平成27年 1月10日
		主たる事務所の所在地	延岡市川島町3844番地の1	延岡市北浦町古江2384番地	
		会 計 責 任 者	河 野 睦 子	河 野 則 子	
一青会	中 野 武 夫	主たる事務所の所在地	都城市関之尾町7221-168	都城市栄町18-9 商役ビル3F	平成27年 2月4日
実藤けんじ後援会	吉 田 厚	主たる事務所の所在地	串間市大字本城6978-1	串間市大字本城5620	平成27年 2月12日
		会 計 責 任 者	実 藤 る み 子	田 中 康 廣	
宮崎県理政会	浮 島 勝 利	会 計 責 任 者	大 田 川 博 明	酒 匂 雄 史	平成27年 2月13日
もりた哲朗後援会	吉 元 薫	政治団体の名称	もりた哲朗後援会	森 田 哲 朗 後 援 会	平成27年 2月16日
		会 計 責 任 者	森 田 加 奈 子	川 野 美 智 子	
日高義幸後援会	長 田 仙 一	会 計 責 任 者	日 高 ま ち 子	原 田 林	平成27年 2月25日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
次世代の党宮崎県支部連合会	中山 成 彬	澤 山 信 二	宮崎市清水3-5-6 2F	平成26年12月31日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
ときとう伸一後援会	坂 本 幸	時 任 洋 子	児湯郡高鍋町大字上江7652-7	平成26年12月2日
長崎良子後援会	三 輪 覚	小 田 治	宮崎市田野町乙7740番地1	平成27年1月26日
長尾かず子後援会	長 尾 一 人	嶋 廻 博 史	宮崎市高岡町上倉永1095	平成27年1月26日
浜畑きょう子をはげます後援会	田 原 敏 安	馬 場 和 子	宮崎市大塚町大坪2641-3	平成27年1月26日
朝比奈紀行後援会	竹之内 昭 一	小 村 光 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田1066-33	平成27年1月31日
井上つかさ後援会	井 上 良 一	阿 万 哲 士	西都市大字下三財 777-1	平成27年2月24日

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年10月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(政 党)

政治団体の名称 次世代の党宮崎県支部連合会

報告年月日 平成27年2月10日

(平成26年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,492,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 10,492,000円

(2) 支出総額 10,492,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附 10,000,000円

(ア) 寄附 10,000,000円

c 政治団体からの寄附 10,000,000円

カ その他の収入 492,000円

(ア) 日本維新の会からの振替金 492,000円

合 計 10,492,000円

[寄附の内訳]

ウ 政治団体からの寄附

成山会	10,000,000円	宮崎県宮崎市	(平成27年分)
小 計	<u>10,000,000円</u>		1 収入・支出の総額
(2) 支出の内訳			(1) 収入総額
ア 経常経費	<u>806,562円</u>		ア 前年繰越額
イ 政治活動費	<u>9,685,438円</u>		イ 本年収入額
イ (ア) 人件費	300,000円		(2) 支出総額
イ (ウ) 備品・消耗品費	136,168円		0円
イ (エ) 事務所費	370,394円		0円
イ (イ) 組織活動費	46,992円		0円
イ (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	60,480円		0円
イ b 宣伝事業費	60,480円		0円
イ (オ) 寄附・交付金	9,577,966円		0円
合 計	<u>10,492,000円</u>		0円
(その他の政治団体)			
政治団体の名称	長崎良子後援会		
報告年月日	平成27年2月3日		
(平成26年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(平成27年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	長尾かず子後援会		
報告年月日	平成27年2月3日		
(平成26年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(平成27年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	浜畑きょう子をはげます後援会		
報告年月日	平成27年2月3日		
(平成26年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	朝比奈紀行後援会		
報告年月日	平成27年2月9日		
(平成26年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(平成27年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	ときとう伸一後援会		
報告年月日	平成27年2月9日		
(平成26年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>5,189円</u>		
ア 前年繰越額	5,189円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	井上つかさ後援会		
報告年月日	平成27年2月26日		
(平成26年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(平成27年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
宮崎県選挙管理委員会告示第50号			
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。			
平成27年10月26日			
宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊			

1 指定届

○その他の政治団体

届出者（代表者）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
井 藤 友 昭	宮崎市議会議員	宮崎の宝をつなぐ友の会	宮崎市大字加江田6411番地	平成27年 1 月27日
野 辺 洋 一	串間市議会議員	野辺洋一地方自治研究所	串間市大字西方8123番地 5	平成27年 2 月 8 日
治 田 修 司	日向市議会議員	治田修司後援会	日向市比良町 4 - 118	平成27年 2 月11日
吉 田 正 樹	宮崎市議会議員	吉田正樹後援会	宮崎市芳土 985 - 1 - 1 - 405	平成27年 2 月11日
太 場 祥 子	宮崎市議会議員	おおばよしこ後援会	宮崎市佐土原町下田島7843 - 13	平成27年 2 月11日
福 岡 仲 次	川南町議会議員	福岡仲次後援会	児湯郡川南町大字川南 18867	平成27年 2 月11日
近 藤 勝 久	日向市議会議員	近藤かつひさ後援会	日向市大字細島 125番地22	平成27年 2 月12日
益 本 一 博	高原町議会議員	高原地域自治問題研究会	西諸県郡高原町大字西麓4400 - 3	平成27年 2 月22日